

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成29年度

主要施策	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実
------	---------------------------

総合計画等

- ◇ 障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローの支援などを進めます。
- ◇ 障害のある人の経済的自立に向けて、工賃向上計画に基づく官公需の受注促進と就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。
- ◇ 障害者優先調達推進法に基づき、県の調達方針を策定し、県の取組を進めます。
- ◇ 障害のある人が自らの価値観に沿った働き方を選択し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる環境づくりを進めます。

基本施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	22	12	8	2			
28		9	9	3	1		
29		7	5	3		1	6

主要施策の取組状況等

平成29年度	<p>【取組結果】</p> <p>(1)について 障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、障害のある人への相談支援や職業訓練を行い、就労支援・定着支援体制の充実を図りました。また、平成30年4月に創設された就労定着支援事業との連携について、就労支援専門部会において検討を行いました。</p> <p>(2)(3)について 障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置し、生活支援員・企業支援員により、就職している障害のある人等への相談支援、企業の障害者雇用への理解促進に取り組みました。</p> <p>(4)(5)について 就労を促進するための情報共有を目的とした会議等を開催し、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、就労継続支援事業所に対する研修を実施し、工賃(賃金)向上に向けた支援を行いました。</p> <p>(6)について 障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう支援を行いました。</p>
平成30年度	<p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、障害のある人への相談支援や職業訓練を行い、就労支援・定着支援体制の充実を図ります。また、就労定着支援事業との連携強化に向け、必要な対策について検討し、実行してまいります。</p> <p>(2)(3)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置し、生活支援員・企業支援員により、就職している障害のある人等への相談支援、企業の障害者雇用への理解促進に取り組みます。</p> <p>(4)(5)について 引き続き、就労を促進するための情報共有を目的とした会議等を開催し、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、就労継続支援事業所に対する研修等を実施し、工賃(賃金)向上に向けた支援を行います。</p> <p>(6)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう支援を行います。</p>
最終年度の判定	—
平成30年度	<p>【第六次計画の方向】</p> <p>第五次計画の取組の方向性を踏襲し、引き続き、障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実に取り組みます。</p>

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=「概ね進展が図られています。」
「上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」